

令和7年度 練馬区立光が丘四季の香小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 本校の基本方針

本校の目指す学校像

- ・楽しい学校
- ・安心できる学校
- ・きれいな学校

を創るため、いじめ問題への対応にあたっては、未然防止、早期発見および早期対応を図る。その実現のために、学校、保護者、地域社会、および教育委員会がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携をし、組織的な対応を図る。また、全国で発生したいじめ重要事件を教訓に、いじめ防止に向けた新たな考え方でいじめ問題の対策も講じていく。

練馬区の基本方針を基に

「いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。」

「いじめはどの学校にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。」

を学校の基本方針とする。年度始めの保護者会で、説明する。

2 学校の取組

(1) 組織の設置

① いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等に関する措置を実効性のあるものにするため、特別支援委員会を中心に、教育相談員や心のふれあい相談員等の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される常設の「学校いじめ対策委員会」を置く。

② 重大事態への対応を行うための組織の設置

重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、学校の下に当該重大事態への対応を行うための学校サポートチームを関係諸機関と連携して設ける。発生した事態の性質に応じて適切な専門家を加えていく。

(2) いじめの防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

○道徳教育の推進および人間関係構築能力等の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。また、人権尊重の理念である自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになること、互いの人格を尊重し合える態度を育成することなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養えるよう学校の教育活動全体を通じて豊かな心の育成を充実させる。

○情報モラル教育の充実

道徳の時間や特別活動、学校行事、情報モラルに関する指導のより一層の充実を図れるようにする。児童がインターネットやスマートフォン等の利便性、情報通信機器との適切かつ有

意義な関わり方、善悪の判断やルールやマナーを守ろうとする態度、トラブルや犯罪に遭わないための対策の理解および危険を回避する能力や態度、個人情報（写真や動画の扱いも含む）の管理、匿名性の排除、携帯電話等の悪用による誹謗・中傷や興味本位による個人情報の公開は絶対に許されない行為であること等が学べるよう、系統的・体系的な教育課程を編成するなど、外部人材の協力も得ながら適切に指導する。

○コミュニケーション能力の育成等を取り入れた教育活動の推進

児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力・判断力・表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。

○体験活動の充実

生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を充実させる。

○自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育む教育活動の充実

児童生徒が安心できる学校づくりに努め、発達段階に応じて自尊感情や自己肯定感を高めるための教育活動を充実する。児童生徒が授業に参加できる場面で活躍できるような授業改善に努め、自分が認めてもらっていることや自分も大切にされているといった自己有用感を育めるようにする。

② 児童の主体的な活動の促進

○児童会による主体的な取り組み

児童自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な行動を実践するとともに、児童が自発的、自治的にいじめを考え、自ら改善に向けた主体的な活動を推進されるよう指導する。

○「いじめ」の防止・克服に向けた取組の支援

「いじめを見て見ぬふりをしない」ための指導や児童同士が互いを尊重することを自覚させる指導を行うとともに、ふれあい（いじめ防止強化）月間やいじめ一掃プロジェクト等がいじめ防止や克服に向けた取組を支援する。

③ 教職員の指導力の向上

○いじめ問題に対する正しい理解やカウンセリング能力等の向上

教職員がいじめの兆しを発見し、適切に対応する力の向上を図る。校内で、学校の「いじめ防止基本方針」および「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」、練馬区版「いじめ対応のポイント」、国や都の基本方針等を活用して、いじめの構造等をはじめとしたいじめ問題に対する正しい理解を深める研修、心理や福祉の専門家等を活用して、教職員のカウンセリング

グ能力等を向上させる研修を実施するとともに、個々の児童生徒への指導の充実を図る。

○教職員の不適切な行為や体罰に関する研修の実施

教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることに注意するとともに、体罰についても、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。子供の人権を侵害する行為については、校内にそのような行為を許さない、見逃さない風土をつくり、教職員相互が声をかけ合い未然防止を図る環境を整える。

○情報モラルに関する指導力の向上

インターネットや携帯電話が有しているメディアの特性、ネットワーク上のルールやマナー、危険回避に関する知識、個人情報・プライバシーの管理、ネット上いじめが発生する心理的な背景や特徴、不適切な書き込みをすることの重大性やその悪影響（インターネット独自の隠語等）、人権被害、著作権や肖像権に関する対応、有害情報に関する対処への理解をするとともに、事例研究等を通じた発生時の対応策等を研修するとともに、情報セキュリティに関する基礎的・基本的な内容、安全に活用するための知識・技能を身に付ける。

（３） いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

○調査等による把握

年間を通して定期的にいじめに関する調査を実施する。ふれあい月間時に区全体の調査、また毎月、児童生徒からの声や思いや願いを聞き取ることや、いじめの状況等を把握するためのアンケート調査を行うなど、どの学校にもいじめは起こり得るとの認識の下、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握する。

○教職員による把握

健康観察時や休み時間および放課後の雑談などで、児童の様子を観察したり、個人ノートや生活ノート、日記等から交友関係の悩みを把握したり、保健室での様子を聞いたり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることで、いじめの助長につながることへの気づきや、いじめを把握する意識を高く保持していけるよう努める。

② 教育相談の充実

○児童が相談しやすい校内体制の工夫

- ・相談週間の設定や相談箱の設置をしたり児童が相談する相手を選ぶことができるようにしたりするなど、児童が自身の思いを表現できる環境づくりが体系的・計画的に推進されるよう努める。
- ・児童が全ての教職員と様々な機会を捉えて相談できる教育相談体制を整える。

○スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との関わり

- ・児童が躊躇することなく、相談できるようにするため、教育相談室を整備し、相談室便りを発行するなどして児童が相談しやすい校内環境を工夫する。
- ・毎年度、スクールカウンセラーが小学校5年生の全員と面接し、スクールカウンセラー（心のふれあい相談員）との関わりを設定する。給食、授業参観等を行う。

○多面的な相談体制の構築

校内組織に校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整える。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

○自校のいじめの実態や学校いじめ防止基本方針等を発信と共有

○保護者・地域と一体となったいじめ解消に向けた取組の実施

- ・「保護者・地域と連携しいじめ防止の取組の推進に向けた提言」を学校運営連絡会やホームページで周知するとともに、研修会や報告会を活用し、教職員だけでなく学校に関わる地域関係者からもいじめに関する情報を広く聞き取り指導に生かす。
- ・学校と保護者等が連携して取り組む実践を推進する。
学校と保護者等が連携して取り組む実践を推進し、「いじめ防止実践事例発表会」において、保護者、「ふれあい月間」での取組を学校便り、ホームページ、学校公開時に作品を掲示、その作品を持ち帰って家庭で話題にさせていただく。
「いじめ防止実践事例発表会」において、保護者・地域へ広く啓発する。
- ・「練馬区いじめ一掃プロジェクト」の取組について周知するとともに、保護者・地域とも協力したプロジェクトの充実について、創意工夫して取り組む。
- ・保護者会や学校評議員会等の機会を捉えて、学校内外を問わずにいじめに関する迅速な情報提供を依頼し、学校、家庭、地域および関係機関と連携した早期解決に取り組む。
- ・安全・安心ボランティアと連携した児童の見守りをする。

○情報モラルに関する啓発

パスワード付きサイト等およびSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、リアル（携帯電話向けの簡易ブログサイト）、無料通話アプリ、メールを利用しいじめに関して、保護者と使用状況や実態等について共通認識を行う場として情報モラル講習会を実施し充実を図る。

インターネットや携帯電話等の必要性・危険性について児童生徒と話し合い、家庭内でのルール、より望ましい利用の在り方等を共に考えていくことへの意識が高まるよう、次の情報提供および啓発を促進し、多くの保護者に周知徹底できるよう工夫する。

- ・インターネットや携帯電話等を使いこなす力（ルールやマナーを守る社会性、責任感、自

制心等)や利用時期を見極めることについて

- ・インターネットや携帯電話等の利用に伴う注意点として、有害情報の存在、情報の拡散性、騙される危険性、匿名性への誤解、依存の問題などについて
- ・アプリのダウンロードや新規購入、利用方法や料金プランに関するルール作り、トラブル防止のためのルール作り等を家庭内で行い、児童生徒の使用状況および実態等を把握し、ルールを定期的に見直すなど指導や助言を行うことについて
- ・利用規約やプライバシーポリシーに関する正しい理解について
- ・発達段階に合ったフィルタリング（携帯電話会社が提供する回線（電波）、無線LAN、アプリフィルタリングソフト）の利用や機能制限、青少年に見せても安全なページ（ホワイトリスト）にしかアクセスできないようにする方法（ホワイトリスト方式）を設け、適切な利用環境を整えることについて
- ・アカウント登録時の対応について
- ・携帯型ゲーム等でもインターネットが利用できること、フィルタリングを設定できることについて
- ・児童が犯罪の被害者にも加害者にもなる可能性があることについて

○「練馬区いじめ一掃プロジェクト」の取組について学校便りや学年便りで取組の主旨や予定、取組の結果を周知するとともに、保護者・地域とも協力したプロジェクトの充実について、創意工夫して取り組む。

○保護者会や学校評議員会等の機会を捉えて、学校内外を問わずにいじめに関する迅速な提供を依頼し、学校、家庭、地域および関係機関と連携した早期解決に取り組む。

（４）いじめへの対処

① いじめを受けている児童への支援

○事実関係の聴取

「練馬区の基本姿勢」に基づき、いじめられる側の児童に寄り添い、事実関係を丁寧に聴き取りながら、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意してその後の対応を行う。また、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と協力し、児童に心理的負担を与えないよう配慮する。

○保護者と一体となった支援

迅速に保護者に事実関係を報告し、いじめを受けている児童の安全の確保に努め、できる限り不安を除去するなど今後の対応を説明する。いじめを受けている児童および保護者にとって信頼できる人と連携し、いじめられた側に寄り添い、支える体制をつくる。

○いじめを受けている児童を守るための制度の運用

いじめを受けている児童に対する緊急対応では、いじめを行った児童を別室指導とすることを優先するが、法的な視点も踏まえたうえで、いじめを行った児童に対する性行不良による出席停止制度の適用について個別の状況を見極めながら検討する。

② いじめる側の児童生徒への実効性のある指導

○毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童に対する指導については、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行う。また、暴行や恐喝等の事例に関しては警察と連携して対応する。いじめは人格を傷付け、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめられた児童の心の傷への思いを風化させることなく、生活改善の意識付けを維持させる。

○組織的かつ継続的な観察や指導

いじめの背景にも目を向け、いじめる側の児童の安全・安心、健全な人格の発達に配慮しながら、学校組織で継続的な観察や指導を徹底する。状況に応じて、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との連携の下、心のケアとともに、必要な支援を実施する。

○保護者と一体となったいじめの改善

いじめる側の児童に対しては、該当保護者に状況を伝え、人格の成長を主とし、再発防止につなげるための教育活動を通して、保護者とともにいじめの改善を図るよう努める。区や学校の基本姿勢を繰り返し指導するなど、事実に対する保護者の理解を得たうえ、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行うために保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。

③ いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

いじめの周囲の児童には、見て見ぬ振りをする行為やいじめの助長につながる行為はいじめていることと同じことを理解させるとともに、誰かにいじめを知らせる勇気をもつよう伝えていく。いじめを知らせた児童には、守り通すことを伝えるとともに、組織等で情報共有したうえで見守りや声かけ、いじめの解決に向けた取組を行う。

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

○教職員間における共通理解

平素からいじめへの対応について、教職員全体で共通理解を図ることで、特定の教職員が一人で抱え込むのではなく、組織等で情報を共有し、機動的かつ組織的に対応する。いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、いじめられる側の児童といじめる側の児童、他の児童との関係の修復を得て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきものと捉える。また、事

後の状況についても可能な限り、動向の確認や把握に努める。

○教職員の役割と責任の明確化

いじめを把握した場合、常設の組織を核とし、迅速に会議を開催し、情報の収集や情報の共有を行い、教職員で役割を分担して、いじめられた児童や保護者への支援やいじめた児童、保護者への指導・助言、関係する児童生徒への心のケアを行う。

校内巡回等を積極的に行うことで、児童生徒の変化を早期に発見し、組織全体で見守っているというメッセージを児童や保護者に発信する。

○いじめの認知および対応

いじめであるかどうかの判断は組織的に行い、対応の必要なケースについては、事実確認とともに、いじめられた側の児童の保護者との連携を十分に図る。また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校内の組織を工夫する。

○いじめの疑いがある行為への対処

早い段階から教職員等が関わりをもち、いじめられた児童生徒およびいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

○必要に応じて、スクールソーシャルワーク事業を活用し、いじめを受けた児童およびいじめを行った児童双方の支援を行う。

⑤ 重大事態への対処

○重大事態が発生した場合

直ちに教育委員会へ報告するとともに、法第28条および国の基本方針に基づいた重大事態への対処を行う。また、教育委員会が求める資料の提供や調査に協力する。些細と思われるいじめでも継続反復されれば重大事態となることも校内で共通理解を図る。

○児童や保護者への心のケア

いじめられた側の児童生徒に寄り添うとともに、全ての児童生徒が落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるため、複数の教職員による見守り体制、保護者への様子確認、家庭訪問の実施、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等による心のケア、別室での学習、警察への相談・通報等を行う。また、発生した事案の状況や学校の対応について説明する際は、個人情報保護等に十分配慮する。また面接が必要な児童生徒を抽出し、該当保護者の許可をとり、心の安定を図りながら実施する。

○保護者・地域、関係機関等との連携

必要に応じて、保護者・地域、関係機関に迅速かつ適切に情報提供を行い、協力を依頼する。

緊急保護者会等で説明責任を果たすことで憶測や誤った情報が拡散することを防ぎ、事態が混乱しないように努める。

○重大事態への対処に関する結果等の報告

当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、質問紙票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査により明らかになった事実関係について報告する。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

○いじめられる側の児童を守るための対応

・いじめられた児童を守るための早期対応

公開の掲示板やリアル、動画投稿サイト等で児童生徒の個人情報が開示された場合には、投稿のコピーが短時間で拡散され、急激に被害が拡大する可能性があることから、保護者と相談し、早期に対応策を講じる。名称やURL、書き込み内容、画像等を保存・記録し、事実を明確にする。明らかになったことを関係児童生徒に確認しながら聞き取った内容を蓄積する。非公開の会員制サイトやSNS等におけるいじめは、発覚しにくいうえに、削除が難しい場合もあり、いじめられる児童生徒を守ることを中心として対応する。児童生徒の生命、身体または児童ポルノ、恐喝、暴行等の犯罪行為に関わる場合には、警察や法務局等に相談・通報し適切な援助・助言を求めるなどの対応を行う。

・削除依頼の要請

掲示板管理者、ブログ作成者、サイト管理者、サービス提供者、プロバイダへの削除依頼を要請するとともに、検索結果から「キャッシュ」の削除を検索サイト運営会社に要請する。掲示板に書き込んで削除を依頼した場合、その内容が閲覧されることで、削除要請を揶揄されるなど二次的被害が発生する可能性をあるため、保護者と相談したうえで、あえて削除依頼を要請しないことも考えられる。また、被害者が書き込み等の存在そのものを知らなかったり、内容等に誤りがあったりする場合も考慮し、慎重かつ丁寧に対応する。

○いじめる側の児童への対応

・いじめる側の児童への指導

事実確認を行ったうえで、書き込み内容等が法律に違反することを十分に理解させ、事実を認めさせる。個人情報（画像も含む）に関する書き込みおよび発信等をした行為は重大な人権侵害であり、犯罪であることを指導する。関連する書き込み写真や文章の経路を把握し、それらの所在を確認する。そして、本人立ち会いのもとに、一人一人が所有する情報を一つずつ確実に消去させる。また、拡散しないような対策を講じさせる。

・いじめる側の保護者への指導等

保護者に対して、事実を説明し、指導内容を報告する。学校側と被害者および被害者の保護者で相談を行ったうえで、謝罪の場を設けることを指導する。保護者やスクールカウンセラ

ーと連携し、原因や抱えている悩み、心理的な背景等の理解に努めるが、行った行為に対しては毅然とした態度で厳正に対応する。保護者に理解を得つつ、今後の利用の仕方および家庭でのルール作り等、家庭による管理の責任を要請し、確認する。学校と保護者とが協力して、事後の状況についても可能な限り、動向確認および把握に努め、連携を図っていくことを共通理解するなど、今後の指導方針や対策を確認する。児童生徒の行為にショックを受け、児童生徒の行為への不快感や将来への強い不安から、親子関係が崩れるのを防ぐため、スクールカウンセラーが保護者に対して面談を行う体制をつくる。

○いじめの周囲の児童および保護者等への対応

誹謗中傷および個人情報に関する発信等は、人権侵害等の犯罪行為につながることを、警察等に通報し通信記録（ログ）を調査すると、発信元の特特定が可能であること等を含め、発信者としての責任を自覚するよう繰り返し指導する。また、加害者情報の暴露、情報の拡散（保存）および転載は、新たな加害行為や犯罪行為等につながる危険性があることを十分指導する。

保護者等からの情報提供に対しては、事実確認を行うこと、事実を把握している人物の有無、書き込まれている内容に関する情報を教えてもらい、削除依頼の要請を行うことや、厳正な対応を行うことを回答する。

○児童および保護者への情報提供

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、書き込み内容を確認し、サイト管理者やプロバイダに削除を要請する措置に関する相談窓口や違法な情報発信停止、情報の削除の手続きの方法等について、児童生徒および保護者に情報提供する。

⑦ 校（園）種間および関係機関との一層の連携

○卒業（園）時等における的確な情報伝達

小中一貫教育・幼保小連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報連携を行う。

○入学後の情報連携の継続

校種間で情報連携を行う際、卒業（園）生や卒業時の学年集団等に関するいじめに関する調査から把握できる情報を提供し、意見交換を行う。

○関連機関との情報共有

いじめの要因は様々であることから、教育相談室や適応指導教室、子ども家庭支援センター、学童クラブや児童館、児童相談所、福祉や医療機関および警察等との情報共有を継続的に行う。特に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる場合は、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、

早期に警察に相談・通報をし、警察と連携した対応を取る。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

① 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

設置した組織等は、学校の実情に即して、学校いじめ防止基本方針が機能しているかを点検し、要に応じて見直す。

② 定期的ないじめに関する調査

定期的ないじめに関する調査結果から課題を洗い出し、組織的かつ計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。

③ 学校評価等を通じた教職員による評価および改善

教職員は、日頃から児童生徒の理解に努め、未然防止や早期発見などいじめ問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な対応等の状況について定期的に評価し、評価結果を基に改善する。

④ 児童および保護者等の評価および参画

児童および保護者等が、学校関係者評価等を積極的に活用し、学校いじめ防止基本方針や設置した組織に対して定期的に評価する。さらに、児童および保護者がいじめ問題の具体的な取組や実施計画、実施体制等に参画できる機会や場を設ける。

4 付則

付則 （平成26年4月1日付け 練光四季小発第37号）

「平成28年度学校いじめ防止基本方針」は、平成28年8月1日改訂。8月1日より施行する。

「平成29年度学校いじめ防止基本方針」は、平成29年5月1日改訂。5月1日より施行する。

「平成30年度学校いじめ防止基本方針」は、平成30年8月1日改訂。8月1日より施行する。